

《翻訳》 「知識・技能・教養からなる共通基盤」

飯田, 伸二
鹿児島国際大学大学院国際文化研究科 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2203038>

出版情報 : Stella. 37, pp.19-42, 2018-12-18. Société de Langue et Littérature Françaises de l' Université du Kyushu

バージョン :

権利関係 :



《翻訳》

「知識・技能・教養からなる共通基盤」*)

飯田伸二〔訳〕

【**解題**】以下に訳出した文章は2015年3月31日付けの政令^{デクレ}として発表された「知識・技能・教養からなる共通基盤 (Le socle commun de connaissances, de compétences et de culture)」の全文である。この文章は現在のフランスにおいて義務教育課程を修了する生徒に、国が獲得に必要な手段を保障した学力を定めたものである。以下にこの文章が生まれた経緯を紹介し、その意義・狙いを考察する。同時に、文学教育の今後に与える影響についても検討したい。

フィヨン法と共通基盤

「知識・技能・教養からなる共通基盤」の起源は2005年にまで遡る。この年、ジャン＝ピエール・ラファラン内閣の下、4月23日付けの「学校の未来のための基本・計画法 (Loi du 23 avril 2005 d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école)」が定められた¹⁾。この法律は制定時の国民教育相フランソワ・フィヨンにちなみ、「フィヨン法」と呼ばれている。同法により、共通基盤の概念が初めて法律として明文化された。すなわち、義務教育課程修了時にすべての生徒が将来の社会生活に欠かせない学力を完全習得するための手段を国が保障することが法律の条文に明記されたのである。とはいえ、これはフィヨン法の革新と捉えるよりは、1989年7月10日付けの「教育基本法 (La loi du 10 juillet 1989 d'orientation sur l'éducation)」, いわゆるジョスパン法第1条に定められた「教育への権利」を具体化したものと理解するべきであろう――

教育への権利は万人に保障される。自身の人格を育み、当初の人材養成および生涯教育のレベルを上げ、社会・職業生活に溶け込み、市民権を行使するためである。

一般教養を獲得し、社会的に認知された資格を得ることは、社会・文化・地理的自分の如何を問わず、すべての若者に保障されている。²⁾

フィヨン法の特色はジョспан法よりさらに一步踏み込んで、国家が習得に必要な手段を保障した学力の総体を「知識・技能からなる共通基盤 (Le socle commun de connaissances et de compétences)」と規定したことにある。同法第9条はこの点を以下のように定めている――

第9条 教育法典第 L.122-1 条の後に、以下のように起草された第 L.122-1-1 条が挿入される。

第 L.122-1-1 条 義務教育は知識・技能からなる共通基盤の獲得に必要な手段を児童・生徒に最低限保障しなければならない。その習得は、就学を成功裏に完了し、人材養成教育を継続し、人および職業人としての将来を構築し、社会生活に成功するために不可欠である。この知識・技能からなる共通基盤は以下を含む。

- ・ フランス語の習得；
- ・ 数学の基盤原理の習得；
- ・ 市民権を自由に行使できるようにする人文・科学的教養；
- ・ 一つ以上の現用外国語の運用；
- ・ 一般的 ICT 技術の習得³⁾

なお、ここで使用されている «compétences» という語は「技能」ではなく、「コンピテンシー」と理解・翻訳すべきであることは、細尾が説得力のある論拠に基づいて強調してきた⁴⁾。にもかかわらず本稿、および以下の翻訳ではこの用語を「技能」と訳す。なぜなら、「compétences」の新たな意味はフランスの教育現場でもさほど浸透しておらず、多くの教員はこれを「コンピテンシー」ではなく「技能」と理解しているからである。また、教員組合の「知識・技能からなる共通基盤」への批判もこうした理解に基づいていると考えられる。ゴチエトル・グーヴェロの分析によれば、「compétences」概念の導入は、「職業人材養成のテーマを不当な方法で普通科授業のモデルに持ち込んだ」というフィヨン法への批判の根拠となっている。また、教員の多くはこの概念の導入を、「学習を単に有用性の側面だけに貶め、認知・教養面での成長をないがしろにする意図の表明」と認識し、同時に「経済世界の法則への学校の屈服」⁵⁾のシンボルと受け止めている。

さて、フィヨン法では、「知識・技能からなる共通基盤」は「教育高等審議会の意見を徴した後、政令で詳しく定める」⁶⁾こととされていた。そしてこの政令は2006年7月11付けの「知識・技能からなる共通基盤に関する政令」⁷⁾と

して公布された。フィヨン法においては、共通基盤は5つの領域からなっていた。ところが政令化に際し、これらの領域を示す用語に変更がもたらされ、その順番にも異同が加えられた。さらに2つの領域が追加された。こうして、2006年7月11付けの政令では以下の7つの領域が設定された。すなわち、1) フランス語の習得、2) 現用外国語の運用、3) 数学の主要基盤概念と科学・科学技術的教養、4) 一般的 ICT 技術の習得、5) 人文学的教養、6) 社会・市民的技能、7) 自律性と自主性の7領域である。

2006年版共通基盤と学習指導要領および前期中等教育修了国家免状との関係

とはいえ2006年の「知識・技能からなる共通基盤」では、それぞれの領域の意義・習得方法が簡潔に提示された後に、習得すべき「知識」、「能力」そして「態度」を詳細に記したリストが続いている。その結果、教員・生徒・保護者の目には、従来の指導要領にさらに新たな学習項目が付け加わったものの、両者の関係は曖昧なままという状況が生じてしまったのである。

また、フィヨン法第32条は、前期中等教育修了国家免状と「知識・技能からなる共通基盤」の関係を以下のように定めている。「前期中等教育修了国家免状は教育法典 L. 122-1-1 条が定める知識・技能の習得を証明する」⁸⁾。これは共通基盤の習得が、前期中等教育修了認定の前提条件であることを含意する。そのため、「知識・技能からなる共通基盤」それぞれの領域に付された「知識」・「能力」・「態度」を何らかの形で評価する必要が発生した。そのため、児童・生徒によるこれらの習得状況を本人はもちろん、教員、保護者が知ることができるよう、「技能通知簿 (Livret personnel de compétences)」を設けることが、「共通基盤」制定のほぼ1年後に政令⁹⁾で定められた。ところが、前期中等教育修了国家免状試験の前に、上記「知識」・「能力」・「態度」の習得状況を認定し、本人および家族に事前に連絡する体制が全国的に立ち上がるのは2010年のことであった¹⁰⁾。義務教育期間全体をカバーする「技能通信簿」の準備が整うには2010年を待たなければならなかったからである¹¹⁾。つまり、「知識・技能からなる共通基盤」の具体的内容が公にされたのち、その習得を追跡・認証する仕組みがようやく立ち上がるまでには4年もの年月を要したのである。

各小学校・コレッジで実施される共通基盤の認定制度にも深刻な問題があった。2010年以降、コレッジ卒業時に前期中等教育修了国家免状を取得す

るには、「知識・技能からなる共通基盤」の習得が事実上義務付けられたのは上に確認したとおりである。一方教員は、今日の社会生活における学歴の決定的な重要性にもっとも敏感な存在である。その彼らが、制定されたばかりでその内容・正当性が社会においてほとんど認知されていない「知識・技能からなる共通基盤」に盛り込まれた習得項目が未習得であることを理由に、義務教育修了相当の学力証明たる前期中等教育修了国家免状を生徒に取得させない、という判断を果たして取れるであろうか。しかも、各コレッジにおける前期中等教育修了国家免状の取得率、あるいは免状取得の際の成績（mentions）は、新聞、教育関連のメディアによって県・全国単位で集計され、そのデータはコレッジの教育力を測るほぼ唯一の客観的指標として流通・機能している¹²⁾。そのため、コレッジの評判を左右する前期中等教育修了国家免状の取得を「知識・技能からなる共通基盤」の人質に取られることを現場の教員が危惧するのも無理はない。それ故、後者が定めた「知識」・「技能」・「態度」の習得状況を吟味するテストは形式的には実施するものの、その基準はおざなりになり勝ちなのは、ある意味仕方のないことである。2006年の「知識・技能からなる共通基盤」の実施に対して、少なからぬ研究者が否定的な見解を提出しているのも以上のような事情が大きく関与しているものと考えられる¹³⁾。

2015年版共通基盤と文学教育

2015年に制定され、翌2016年から施行された「知識・技能・教養からなる共通基盤」は、上記のように2006年「知識・技能からなる共通基盤」への反省から生まれたものと考えられる¹⁴⁾。新旧の共通基盤における異同に関する詳細な分析は今後の課題とし、ここでは2015年版「共通基盤」がもたらした重要な改革点を3点ほど指摘しておく。

まず新共通基盤では領域が7つから5つに絞り込まれている。ただし、フランス国民教育省が教育関係者支援のために運営しているサイト、エデュスコル（Éduscol¹⁵⁾）によれば、第1領域「ランガージュ思考し、コミュニケーションをとるための言語」の領域はさらに4つの目標に細分されている。すなわち、「ランガージュ口頭として文章でフランス語を使って理解し・表現する」「一つの外国語と場合によっては一つの地域語（もしくは第二外国語）を使って理解し・表現する」「ランガージュ数学・科学・情報科学言語を使って理解し・表現する」「ランガージュ芸術・身体言語を使って理解

し・表現する」の4目標である。さらに、第1領域はその評価・習得認証の方法が他の領域とは異なっている。他の4領域は全体的に評価されるのに対して、第1領域を構成する4つの目標は「その特殊性からして、独自に評価される」ことになっている¹⁶⁾。それ故、共通基盤の評価・認証は合計8つの分野（第1領域を構成する4つの目標+第2～5領域のそれぞれ）に渡って行われることになる。

2015年版「知識・技能・教養からなる共通基盤」と学習指導要領との関係にも見直しが行われた。2006年版「知識・技能からなる共通基盤」では、それぞれの領域の意義・重要性の説明の後に、習得すべき項目が「知識」・「能力」・「態度」に分けて列挙されていた。このリストと学習指導要領は互いにどのように位置づけられるべきなのかが不分明であったことが、2006年版「共通基盤」が教育現場に浸透しなかった大きな理由の一つとされてきた¹⁷⁾。2015年版「知識・技能・教養からなる共通基盤」ではこの点について重要な変更が確認できる。この文章からは、習得すべき項目のリストが完全に姿を消しているのだ。それに代わり各領域において、「共通基盤習得のための知識・技能上の目標」という見出しの下に、習得すべき知識・技能に関するより具体的な記述が行なわれている。さらに、それらの知識・技能はいくつかの小見出しの下にまとめられており、一定の体系性が担保されている。

学習指導要領との関連で重要な点は、これらの小見出しがそのまま学習指導要領にも使用されていることだ。そして、学習指導要領では、小見出しで示された知識・技能・教養に対して、それぞれの科目がどのような貢献ができるかの詳細な解説が施されている。共通基盤と学習指導要領との関係を示したこの箇所は、いずれの学習期¹⁸⁾の学習指導要領においても第2部を占めている。この措置により、「知識・技能・教養からなる共通基盤」として先行して公表された義務教育過程全体の学習目標を、学校種・学年に落とし込んだものが学習指導要領であることが、これまでになく明確化された¹⁹⁾。これは先述の如く、従来の共通基盤と学習指導要領の関係の不明瞭さに対する批判に対応した措置と考えられる。同時に、近年の国際比較調査による知見の反映とも理解できよう。「[学力的に]弱い生徒を《生み出す》のが少ないこれらの国々〔主に北欧諸国〕では、よい生徒とそうでない生徒を早期に分け隔てることを避け、大多数が到達できる学習指導要領を提案することができている。〔…〕よい学校と

は生徒たちを分断するよりはむしろ集結しなければならない。一部の生徒にのみアクセス可能な野心的な学習指導要領に対抗して、誰もが習得できる学習指導要領を提案しなければならない。そうすることで、平均的レベルは上がり、格差は縮小する」²⁰⁾。上記の指摘をコレッジの現状に当てはめるなら、「野心的な学習指導要領」が教員により教授される事項を列挙した従来の学習指導要領に対応し、「誰もが習得できる学習指導要領」が2015年版「共通基盤」に対応すると考えられる。

一方、文学教育という観点から見た場合、2015年の「共通基盤」は2006年のそれと比べると、文学が占める比重が著しく減退している。2006年の時点では文学および文学的教養はフランス語の習熟（第1領域）、人文主義的教養（第5領域）で中心的な役割を担っていた。「文学作品に慣れ親しむこと」は、「フランス語で書かれたフランス語の習熟に必要な諸知識の習得の主要な手段」²¹⁾と位置付けられていたからである。同じく、人文主義的教養の基礎も物語、小説、詩、演劇といった「文学作品に慣れ親しむこと」に求められていた。それが「多様な思想を知り、自身を発見することに資する」²²⁾と考えられていたからである。

ところが、2015年版の共通基盤では文学の存在感は2006年と比較すると観る影もない。そもそも文学作品に触れることの意義・重要性への言及さえないのである。2015年版共通基盤を参照して編成された2016年版指導要領に準拠したコレッジ用フランス語教科書を参照する限り、従来の教科書からの重要な編集方針の変更は確認できていない。しかしながら、義務教育課程のあり方に関わる基本的な文章において、これほどまで文学教育の地位が等閑視されている事態は深刻である。少なくともここ数年間は、義務教育課程における母国語教育、文学教育の動向を注視していくことが強く求められる。さらに、2015年版の共通基盤にはその構成要素として、従来の「知識・技能」に加えて「教養」が付け加えられている以上、文学研究・文学教育に感心を寄せる者は、この「教養」とは現在進行中の教育改革において何を意味するのか、慎重に吟味せねばなるまい。

【翻訳】

知識・技能・教養からなる共通基盤²³⁾

第1条 教育法典 D. 122-1 から D. 122-3 の条項を、以下の条項に改める。

「D. 122-1 条 教育法典 L 122-1-1 条が定める、知識・技能・教養からなる共通基盤は、5つの教育領域からなる。これら5領域は、義務教育期間における基本的な教育上の狙いを規定する。

1 思考し、コミュニケーションをとるための言語^{ランゲージュ}：この領域はフランス語、外国語および必要に応じ地域語、科学言語^{ランゲージュ}、情報科学言語^{ランゲージュ}、メディア、芸術言語^{ランゲージュ}、および身体言語^{ランゲージュ}の学習を対象とする。

2 学習の方法と手段：この領域は情報と資料にアクセスする手段、デジタル・ツール、個人および集団によるプロジェクトの運営、ならびにさまざまな学習の計画・実施に関連する。

3 人と市民の養成：この領域は社会における生活、集団行動と市民権の学習を対象とする。この学習は、個人の選択と責任を尊重する道徳養成と市民養成を通じて行われる。

4 自然の体系と技術の体系：この領域の主眼は、地球および自然を科学的かつ技術的観点から学ぶことにある。この領域は好奇心、観察のセンス、問題解決能力を伸ばすことを目指す。

5 世界の表象と人間の活動：この領域は時間・空間の中に存在する多様な社会の理解、それらの社会が生み出す文化の解釈、現代社会の認識に充てられる。

D. 122-2 条 D. 122-1 条に示された教育領域のそれぞれは、知識・技能上の目標を併せ持つ。また、その目標は補遺が定める通りである。

いずれの領域も、全科目とあらゆる教育活動が共同して行う横断的協力が不可欠である。

各教育領域の知識・技能上の目標、およびこれら領域に対する各教科による貢献、あるいは授業による貢献は、L. 311-1 および以降の条が規定する指導要領において詳述する。

D. 122-3 条 就学期間を通じ、各教育領域における児童・生徒の学力は、第2・第3・第4学習期修了時に想定されている知識・技能に基づいて評価される。各

学習期修了時に想定される知識・技能は指導要領が定める。

「思考し、コミュニケーションをとるための言語」と命名された教育領域では、^{ランゲージ}評価は4つの要素を含む。すなわち、フランス語、外国語および必要に応じ地域語、^{ランゲージ}数学・科学・情報科学言語、^{ランゲージ}芸術・身体言語である。

各教育領域における〔知識・技能・教養〕獲得・習得を別の教育領域における獲得・習得によって補填することはできない。前段落に言及した第1学習領域における4要素は、互いに補填しあうことはできない。

第4学習期修了時、前期中等教育修了国家免状が共通基盤の習得を証明する。

第2条 教育法典第1巻第2部第2章第1節^{デクレ}は本政令の補遺によって改定される。

第3条 教育法典は以下のように改訂される。

1. D 133-11 項において、「D 122-1」は「D 122-2」に代わる。
- 2 現行のあらゆる条文において、「知識・技能からなる共通基盤」という用語は「知識・技能・教養からなる共通基盤」という用語に代わる。

第4条 本政令の条文はウォリス・フツナ、フランス領ポリネシアおよびニューカレドニアに適用される。ただし、後者については、初等教育は例外とする。

第5条 本政令は2016年新学年開始時より施行される。

第6条 国民教育・高等教育・学術研究相、および海外領土相は、各自の担当分野において本政令の施行を担当する。なお、本政令はフランス共和国官報に公布される。

2015年3月31日作成

首相 マニユエル・ヴァルス²⁴⁾

国民教育・高等教育・学術研究大臣 ナジャット・ヴァロー＝ベルカセム²⁵⁾

海外領土大臣 ジョルジュ・ポール＝ランジュヴァン²⁶⁾

補遺

知識・技能・教養からなる共通基盤は、義務教育期間、すなわち子供の人生と教育の根幹にかかわる6歳から16歳までの、10年間に及ぶ。知識・技能・教養からなる共通基盤は、学校を通して共通の教養を形成する初等学校とコレッジにおける教育にほぼ対応している。大多数の児童・生徒は義務教育以前に就学前学校を経験しており、学習および共生に関する土台形成は終了している。就学前学校に引き続き、義務教育は人材養成と社会化という二重の目標の達成を目指す。義務教育は児童・生徒に共通の教養を付与する。この教養は必要不可欠な知識・技能に基づいている。この教養を身につけることで、生徒は自己実現を成し遂げ、社会性を伸ばし、その後の学業で成功を収め、社会の一員となることができる。社会で生徒は将来生活し、市民としてその発展に寄与する。共通基盤は義務教育の目的を定める。また共通基盤の狙いは学校が全児童・生徒に負う約束を果たすことにある。これらの点において、教員および教育制度にとり、共通基盤は業務の参照基準の中枢とならなければならない。

- ・共通基盤は、その内容、習得方法において均衡がとれていなければならない。
- ・共通基盤は、世界を合理的に認識するために整理された基本概念をもとに、〔児童・生徒を〕認識に導き、〔彼らの〕判断力を養成する。
- ・共通基盤は、万人に開かれた共通の一般教育を提供する。この教育は自由と寛容からなる社会で暮らすのに必要な価値に基づいている。
- ・共通基盤は、周囲の世界と互いに対話的關係にある人間の育成を援助する。
- ・共通基盤は理解し・創造する能力、想像し・行動する能力を育成する。
- ・共通基盤は、生徒のありのままの人間性を尊重し、彼らの身体・認識・感性の発育を見守り、促す。
- ・共通基盤は、児童・生徒が学校活動に参画し、行動し、他者とかかわり、自律性を獲得するための手段を提供する。また、そうして彼らが自由と責任ある市民としての社会的地位を自ら段階的に行使する手段を提供する。

就学した児童・生徒は頭を使い、知識を動員し、適切な手続きと手順を選択できるようになる。その結果、とりわけ新たな状況あるいは予期せぬ状況下で考え、問題を解決し、複雑な責務あるいは計画を実行できるようになる。教員

は児童・生徒の関心を掻き立てることによって、これらの目標を達成するために最も適切な方法を決定する。同時に教員は目標到達に向け、自身の活動および子供・青少年の実践を、意義深く、進歩を生み、かつ真に知的な取り組みに集中させる。

共通基盤は、義務教育期間が終了した時点で習得されるべき知識と技能を定義する。技能とは、自身の力量（知識・能力・態度）を動員してある任務を実行する力、あるいは複雑な、もしくは前代未聞の状況に立ち向かう力のことである。これらの力量を獲得するには、学習プロセスにおける児童・生徒の経験と世界観を考慮することが不可欠である。そうすることで、彼らの将来を見通し、彼らの世界経験を豊かにし、前進させることができるからである。

2013年7月8日付けの「共和国の学校再建のための教育基本法 (la loi d'orientation et de programmation pour la refondation de l'École de la République)」により、フランス共和国は共通の教養をもたらす、「知識・技能・教養からなる共通基盤」をすべての児童・生徒が獲得できるようにする責任を負う。それは、誰もが成功できる学校の達成に貢献することを意味する。この学校は排除と差別を拒否する。そして、各自は可能な限り最良の教育を受けることによってその潜在能力のすべてを伸ばすことができる。

共通基盤の考え方では、児童・生徒は知識と技能を段階的かつ継続的に獲得する。この点は、共通基盤が方針を定めている義務教育の学習期に付された名称にも反映されている。第2学習期は「基本学習」、第3学習期は「定着」、第4学習期は「深化」と名付けられている。なので、共通基盤の学力をどのように習得するかは、児童・生徒の学習経歴に応じて、それぞれの学習期の指導要領が示す想定学力と教育目標を参照しながら考えるべきである。段階的な習得状況の検査は就学期間全体を通じ行われるが、特に各学習期の最後に実施される。これは児童・生徒の学習を追跡調査することでもある。習得を促進するために、クラス単位で支援が実施されなければならない。また、必要に応じ、援助策実施のための少人数グループが編成される。

領域1：思考し、コミュニケーションをとるための言語（ランゲージュ）

「思考し、コミュニケーションをとるための言語」という領域は4タイプの言語にまたがる。これらの言語は知の対象であると同時に道具である。すなわち、

フランス語、現用外国語あるいは地域語、数学・科学・情報科学言語、そして芸術・身体言語である。この領域〔の習得〕によって、他の知識や文化を獲得し、批判精神を発揮することができようになる。この領域ではさまざまなコード、規則、記号・表象の体系を習得する。この領域は、思考・コミュニケーション・表現・学業の道具として必要とされ、すべての知の分野そして大部分の活動で利用される知識・技能を活用する。

共通基盤習得のための知識・技能上の目標

フランス語を駆使して口頭で、そして文章で理解・表現する

児童・生徒は明瞭かつ整然と話し、コミュニケーションをとり、論証する。
ラング言語のレベル・発言を状況に合わせる。話し相手に耳を傾け、考慮する。

文章の性質・難易度に合わせて読み方を変え、抑揚に変化をつける。自分が読んでいるものの意味を構築し、確認するために、自身の読解から引き出した明示の情報と暗示的信息を、適切かつ批判的に組み合わせる。読み喜びを発見する。

児童・生徒は文章で表現し、明瞭かつ整然と語り、描写し、説明し、論証する。必要であれば、自身の文章に手を入れて、最も適切な言い回しを探し、自身の意図・考えを明らかにする。

考えながら文法・綴り字の規則を適用する。話す時も書く時も正しく、正確な語彙を用いる。

多様な状況の下で、自発的かつ効果的に、読み書きする。

フランス語は多様な起源を持ち、常に変化していることを学ぶ。フランス語の歴史、ラテン語からの由来、ギリシア語からの由来に関心を持つ。

外国語、必要に応じて地方語を使って理解・表現する

児童・生徒は少なくとも二つの現用外国語が使える、あるいは、必要に応じて一つの現用外国語と一つの地方語が使える。

これらのラング言語のそれぞれについて、口頭そして文章でのメッセージを理解する。そして口頭でも文章でも、単純ではあっても効果的に表現し、コミュニケーションをとる。自らの意思で対話に加わり、活発に会話に参加する。言語のレベル、発言を状況に合わせる。話し相手の言うことを聞き、考慮する。使用する

る言語の語彙、発音、文章の組み立てといったコードを十分に使いこなし、日常生活に関するコミュニケーションに溶け込む。使用言語固有の文化的コンテクスト（生活様式、社会の成り立ち、伝統、芸術表現……）についてもある程度の知識を有している。

数学・科学・情報科学言語ランゲージュを使って理解し、表現する

児童・生徒は十進法の規則と、数学と理系科目に特有の形式言語ランゲージュ（記号、符号……）を使用して、特に計算を行い、状況を数学的モデルに置き換える。都市や交通網などの案内図を読み、自分のいる位置を地図上で把握する。さまざまな事物オブジェ、実験、自然現象を図、スケッチ、模型、方眼、図形に置き換えて表現し、活用する。さまざまな性質のデータを整理した表、各種グラフを読み、解釈し、コメントし、自身でも作成できる。情報科学言語ランゲージュとはデジタル機器をプログラミングし、データを自動的に処理するために使われていることを知っている。アルゴリズムの基本的手続きとコンピューター・プログラムの基本的概念を知っている。これらを使用して簡単なアプリケーションを組む。

芸術・身体言語ランゲージュを使って理解し、表現する

児童・生徒は、芸術作品が出来上がるまでの過程に問題意識を持ち、個人単位でそして集団で、芸術を通じ表現し、コミュニケーションをとることができるようになる。そのために、視覚表現、造形表現、音声表現あるいは特に言語表現による作品を考案・制作する。自身が駆使するさまざまな芸術言語の特性を知り、理解する。自身の意図と選択を、作品分析で使われる概念に基づいて説明する。

身体活動、スポーツ活動、あるいは身体を使った芸術活動によって自己表現する。そうすることにより、自己管理と自制を学ぶ。

領域2：学習の方法と手段

この領域の目標は、すべての児童・生徒が、教室の内外を問わず、一人であるいは集団で、学び方を学ぶことにある。狙いは、彼らが勉学において成功を収め、その後も生涯にわたって学ぶことができることにある。学習の方法と手段は、学校生活のすべての授業・空間における具体的な状況にあった学びを想

定して習得されなければならない。

教室で児童・生徒は問題を解決〔＝問題に解答〕し、資料を理解し、文章を書き、ノートを取り、求められる作業を行い、あるいは事物を制作できるようになる。暗記課題を諳んじ、筆記課題を作成し、発表の準備をし、発言し、計画に取り組みことができなければならない。さらに、あらかじめ明確に示された学習目標に適った方法を選んで、自ら訓練を積むことができなければならない。これらの技能を身につけるには、利用可能なすべての理論的・現実的な手段を使いこなし、図書館・学校図書室に定期的に通うことが要求される。また、情報を検索し、アクセスし、階層化し、自らコンテンツを産み出すため、デジタル技術を適切に使う能力も欠かせない。

学習方法と学習手段の習得は、自律性と率先して行動する能力を伸ばす。〔これらの習得によって〕協同学習にさらに打ち込み、助け合い、協力することができるからである。

共通基盤習得のための知識・技能上の目標

個々の学業の計画・実行

児童・生徒は時間を分配し、なすべき作業を予測し、実行計画を立てる。課題が文章であろうとなかろうと、〔課題完成までの〕段階を管理し、暗記すべきことは暗記する。

受けた指示の意味を理解する。同一の単語が教科・科目によって異なる意味を持ちうることを知っている。

さまざまな知識・技能を獲得するため、注意力、暗記力、頑張り、集中力、他者と意見を交換し問題提起する力、受けた指示の遵守、力配分といった基本的な能力を活用する。

問題の所在を突き止め、問題解決に向けた作業に踏み出せる。必要な知識を動員できる。失敗を分析し活かすことができる。複数の解決策を試すことができる。特に修正を重視できる。

児童・生徒は、デジタル器具で書き上げたものも含め、自身で作った学習用メモを使って勉強道具を作ることができる。学習用メモとはノート、下書き、カード、自筆単語帳、自筆用語集、マインドマップ、プラン²⁷⁾、スケッチのことであり、児童・生徒は練習、復習、暗記のためにこれらを活用できる。

協力と計画の実現

児童・生徒はグループ・ワークを行う。作業を分担する。建設的な対話に参画する。自らの見解を擁護しながらも、反対意見を受け入れる。手際よく協議する。交渉し、意見の一致を探し求める。

個人としても、グループとしても、計画を管理することができるようになる。計画実現に必要な作業を決め、手順を定め、目標の達成度合いを評価する。

児童・生徒は教室、学校と教育機関とは、互いに協力し、助け合い、知を共有する場であることを知っている。他者から学ぶのと同様に、知識・経験が不十分な児童・生徒を助ける。デジタル器具の使用は企画・運営、交換、協力をさまざまな方法で行うための助けとなる。

メディア、情報検索のあり方、情報の扱い方

児童・生徒は書き言葉とそのさまざまな媒体に関する初歩的な歴史を知っている。イメージの製作方法と役割を理解している。

検索ツール、とりわけインターネット上の検索ツールを考えながら使用できる。異なる情報源を照合し、コンテンツの妥当性を評価できるようになる。収集した情報を処理し、組織的に編成し、適当なサイズにして記憶し、まとめることができる。収集した情報に関連づけて自身の知識にすることができる。

児童・生徒は、日常的に接しているデジタル IT ツールを賢明な方法で使うことができるようになる。デジタル IT ツール使用に関する社会規範を守ると同時に、勉学・仕事においてこれらのツールが持つ可能性を認識する。安全に、合法的かつ倫理的に〔デジタル IT ツールを〕使い、情報を産み出し、受け取り、広げることができる。児童・生徒はこうしてデジタル文化を拡大する。

さまざまな種類のメディアを判別し（出版系・視聴覚系・ウェブ系報道機関）、その性質を知っている。メディアの狙い・一般的な仕組みを理解しており、メディアに対して批判的距離を取りながら、自律的に使用することができる。

交流し、コミュニケーションをとるためのデジタル・ツール

児童・生徒は多様なデジタル・ツールを使って、多様なメディアを統合した資料を作成することができる。さらに、他者の閲覧・利用に資するために、それらを公開もしくは伝達することができる。

協同作業によって作成された成果²⁸⁾を再利用することによって、自身が作成した作品をさらに充実させることができる。その際、著作権に関する規程を遵守できる。

児童・生徒は共同作業で運営されているサイトを利用し、特に SNS を通じ自身と他者を尊重しながらコミュニケーションをとることができるようになる。私的空間と公共空間との違いを理解している。デジタルアイデンティティとは何なのかを知っており、自分が残すデジタルフットプリントに注意を払う。

領域 3：人と市民の養成

学校は、人そして将来の市民としての生徒を養成することに重大な責任を負う。家庭と学校による共同教育の考え方では、学校が家庭に取って代わることはない。しかし学校は、根本的な価値と原則を若者に伝えるという、我が国の憲法に明記された責務を負っている。学校は児童・生徒が自身で判断する能力を獲得できるようにする。同時に社会への帰属意識をもたらし、こうすることによって学校は生徒の以下のような力を学校生活という具体的な状況下で育成することができる。すなわち自律的に生きる力、共同生活の改善に能動的に参加する力、そして、市民として社会参加に備える力である。

この領域は以下の点を必要とする――

- ・万人の自由を保障する原則を学び、体験すること。その原則とは信仰・信条の自由、表現の自由、相互理解、平等、特に男女間の平等、差別の拒否、自身で判断・行動する能力の肯定である。
- ・権利と法の意味、集団的かつ民主的な生活に参加するための規則、公益の概念に関する知識と理解。
- ・ライシテの原則の認識・理解および実践。ライシテの原則は市民意識の発達もたらし、個々が信仰・信条の自由を尊重しながら社会生活に積極的に関与することを可能にしている。

この領域は学校生活のあらゆる具体的な状況下で学習される。学校生活では、知識と価値を実践しながら恒常的に学ぶという条件が整っているからである。この領域の学習は、例えば感性と意識への呼びかけ、体験の活用、そして個々の現実参加を通じて行われる。

共通基盤習得のための知識・技能上の目標

感性と意見の表明，他者の尊重

児童・生徒は自身の感情・感動を精確な語彙を使って表現する。

児童・生徒は自身の成功・進歩する能力を信じて，知的・身体的実力を活用する。

児童・生徒は，表現，コミュニケーション，論証の手段を巧みに駆使することによって，攻撃的になることなく対立を解決し，暴力の行使を回避できるようになる。他者の意見と自由を尊重する。どのような形を取るにせよ威嚇・高圧的態度を特定し，それを拒否する。偏見・固定観念と距離を取ることを学ぶことにより，自身と異なる人々の良さを評価し，共生できる。また，他者に感情移入する力と親切心を発揮できる。

規則と権利

児童・生徒は教室，学校あるいは教育機関において，共同生活のルール，特に礼儀に関するルールを理解し，守る。このルールは，してよいことと従うべきことを知る際の参照軸となり，学校という共同体全体を司る。児童・生徒は適切な範囲でこれら諸規則の決定に加わる。処罰の教育的役割と軽重，および正義の主要原則と主な司法機関を知っている。

民主主義社会において，共通の価値がいかに個人および集団の自由の保障となっているか，また，それらの価値がいかに法律の諸規則および法体系を通じて実現されているかを理解している。また法律の諸規則・法体系は，正当な手続きを経て市民が変更できることを理解している。

以下のことを知っている：主要な人権宣言（特に，1789年の人および市民の権利の宣言〔人権宣言〕，1948年の世界人権宣言），人権保護と基本的自由保護のためのヨーロッパ条約〔欧州人権条約〕，1989年の児童の権利に関する条約〔子どもの権利条約〕，およびフランス共和国の建国理念。ライシテという原則の意味を知っている。この原則の深い歴史と我が国の民主主義にとっての重要性を推し量ることができる。ライシテのおかげで，個々の自律的な判断に基づいた信仰・信条の自由が保障され，平和な共生を可能にする規則が制定されていることを理解している。

ヨーロッパ連合の制度的な仕組みに関する基本的なルールと，将来の重点目

標を知っている。

省察と見識

児童・生徒は自身の言葉の影響力と、自身の行為に伴う責任に注意を払う。

省察と理路整然とした論証に基づいて、自身の判断を打ち立て、擁護する。個々が人生の中で取る道義的選択を理解する。これらの選択について、また社会、科学、あるいは技術の変遷に関連する倫理上の重大問題について議論できる。

児童・生徒は情報の妥当性について精査し、客観的な内容と主観的な内容を区別する。自身の選択の根拠を示すことができる。そして自身の判断を他者の判断と比較対照することができるようになる。論拠に基づいた議論の後、当初の自身の判断を問い直すことができる。私益と公益を区別する。共和主義の主要原則を実行し、遵守する。

責任、現実参加と自主的行動

児童・生徒は協力し、他者への責任を果たす。自身および他者に対して決めた誓約を守る。市民生活における契約を守ることの重要性を理解している。さらに、学校生活に熱心にかかわること（集団による行動・計画、機関）、民主制のさまざまな手段に訴えること（議題、報告、とりわけ投票）、他者と協力しながら集団生活および周囲のさまざまな方面に積極的に関与することの重要性を理解している。

児童・生徒は自主的行動を取り、自身の行動の結果を推定したうえで、計画を立案・実行することができる。このようにして、彼は将来の進路と社会人としての生活に備える。

領域4：自然の体系と技術の体系

この領域の目標は児童・生徒に数学、科学そして技術に関する教養の基盤を与えることにある。この教養は自然および自然現象を発見すること、および人間が発展させてきた技術を発見することが必要である。この領域で重要なのは、人類が直面する重大な困難を児童・生徒に教えながら好奇心を覚醒させることである。そして自らに問いかけ、答えを探し、発明する欲求を呼び覚ますこと

である。

こうして児童・生徒は科学的な視点を通じて、自身を取り巻く自然を発見する。目標は基礎をしっかりと身につけ、科学的・技術的な手続きを実践することができるようになることである。

科学的思考法は観察・実験・試験に基づき、それらの結果の表象には主に数学言語ランゲージを使う。その目標は宇宙を説明すること、その変化を理解することである。その際には、合理的手法に従い、事実と検証可能な仮説を重視し、意見・信仰の領域に属するものとは区別する。科学的思考法は児童・生徒が持つ知的厳密さ、手先の器用さと批判精神、さらには証明・論証する力を伸ばす。

児童・生徒が技術の世界に慣れ親しむには、一定数の事物とシステムの動きを知ること、およびそれらを自身で構想し実現する能力が必要である。これらの学習は、技術的思考法とは、人間の欲求に応えるべく、制約された条件下（特に、資源による制約）で、社会・環境への影響を考慮しながら効率を追求することであることを自覚する機会となる。

これらの科学的手続き、概念、器具の基礎を学ぶことによって、児童・生徒は科学・技術の進歩、およびその歴史に慣れ親しむ。こうした科学・技術の進歩が、私たちの地球の見方と地球の利用法を変える。

児童・生徒は以下のことを理解している。すなわち、現象は数学によって科学的に表象できること、数学はモデル化の道具になること、数学は他の領域で建てられた問いを糧に発展し、逆それらの領域を発展させること。

共通基盤習得のための知識・技能上の目標

科学的思考

児童・生徒は手順に従って調査ができる。そのために観察結果を記述し、観察結果に対し問いを立てる。有用な情報を採取し、整理し、処理する。仮説を作成し、テストし、検証する。いくつかの可能性を試し、探求し、試行錯誤を繰り返す。状況を表すためにモデル化する。異なるタイプの推論（類推、演繹法）を分析し、組み立て、推し進める。自身の手続きを説明する。測定あるいは研究の結果を、科学的言語ランゲージを適切に用いながら、活用し、公表する。

児童・生徒は暗算によって、そして紙を使って精算と概算をする。特におよその見当をつけて結果を見積もり、検算する。さまざまな大きさ（幾何学的、

物理的，経済的……)，特にさまざまな状況下における比例を含む問題を解く。統計の結果を解釈し，グラフによって表示する。

着想，創造，製作

児童・生徒は技術を駆使した事物の仕組みを想像し，アイデアを出し，制作する。観察，想像力，創造性，美的センス，品質へのセンス，手先の巧みさ・器用さ，現実感覚を活かし，科学的・技術的・芸術的知見と技能を的確に発揮する。

個人的責任と集団としての責任

児童・生徒は環境と健康に対する責任ある態度がどれほど重要かを知っており，個人としての責任と集団の中での責任をわきまえている。人間の活動が環境に与える影響力の大きさ，健康に及ぼす影響，自然資源と種の多様性を保全することの必要性を自覚する。後世に何が残されてゆくのか，より注意を払いながら，より公正な発展をしてゆくことが必要であることを自覚している。

健康とは生物学的諸機能の連携に依拠しており，それらの諸機能は環境からの物理的・科学的・生物学的要因および社会的要因によって乱されることを知っている。また，これら危険要因のいくつかは社会のあり方，個人の裁量に起因していることを知っている。毎日の運動・食事の取り方が幸福と健康という目的に大きく左右することを自覚している。日々の生活で使われる技術・製品に関連する基本的な安全規則を守っている。

この領域の知識と技能に関する目標に到達するため，児童・生徒は以下についての知識を動員する――

- ・人間の身体の主な機能，生命世界の特徴と一体性，種の変化と多様性
- ・宇宙と物質の構造，生物圏の特色とそれらの変遷
- ・エネルギーとその多様な形態，運動とそれを支配する力
- ・数と大きさ，図形，データの活用，偶然現象
- ・技術製品，技術システム，および主な科学技術ソリューションの主要特徴

領域5：世界観と人間の活動

この領域は，人間が暮らすと同時に構築している世界の理解に充てられる。重

要なのは、地理的空間と歴史的時間に対する意識を育むことである。この領域はまた、諸機関の特徴、さまざまな社会の仕組みを学ぶことにも通ずる。人間の経験は多様であり、その形も多様であることを学ぶ。例えば、以下のようなものが考えられる。科学的・技術的発見、さまざまな文化、思想・信条の体系、芸術と作品、人間の条件や自分たちが生きる世界のあり方を理解するために女性・男性が抱く世界観などである。

同じくこの領域は、製品、サービス、作品を産み出すための想像力、構想力、行動力を育てることを目指す。同様に芸術や体育・スポーツを行うことへの嗜好を育む。この領域を通じ、さらに判断力と美的感性も養成できる。この領域は、自身そして他者に対する省察や、他なるものを受け入れ、対話しようとする姿勢も含む。そして、現代世界の重大な論争に良識を持って接することによって、市民性の構築に貢献する。

共通基盤習得のための知識・技能上の目標

空間と時間

児童・生徒は人類の発展に関わる重大な問題と、主な争点は何であることを認識している。不平等の原因と結果、紛争の要因と連帯を把握し、さらには環境・自然資源・交易・エネルギー・人口および気候に関する世界的諸問題を把握できる。過去の読解が現在を照らし、それによって現在を解釈できることを理解している。

児童・生徒は、多様な尺度の空間に自身を位置づける。物理的に広大な空間と、人間にとっての広大な空間を理解する。さらに、地球、ヨーロッパ大陸の地理的な特徴と国土の地理的特徴、すなわち国土の成り立ち、位置、諸地域、海外県・領土を理解する。地図、比較、そして自身が描く図によって、ある場所・地理的空間を位置づけることができる。

世界の成り立ちと世界観

児童・生徒は、風景から見える環境の特色・制約を判別する。過去・現在の人間活動がどのようなものであるかを把握している。そうすることによって、風景を読む。空間と社会組織との間に関連を打ち立てる。

文章で、そして口頭で、文学作品あるいは芸術作品を前にした時に心に感じ

ることを表現する。作品の分析・判断の根拠を示す。作品の意味についての仮説を打ち立てる。そして、特に作品の形式的・美学的側面に依拠しながら解釈を提案する。自身の意図・表現上の選択の根拠を、作品分析に用いるいくつかの概念に依拠しながら説明する。特に修学旅行や見学の際に、国民的・世界的文化遺産に登録されている文学・芸術作品、さらに現代文学・現代アートに分類される作品に直接、あるいは間接的に触れ、理解を深める。

発明し、練り、産み出す

児童・生徒は、文学的なものや芸術的なものを含め、さまざまな性質の事物を想像し、考案し、制作する。そのために、事物の考案・制作に関する原理や、創作の手順・技術を活用する。環境を尊重すると同時に、材料や製作過程による制約を考慮する。個人、あるいは集団が設定した計画に沿って、自身の想像力と創造性を活用する。自身の判断力、センス、感性、美的感動を伸ばす。

個人または集団での体育・スポーツ活動あるいは芸術活動において発生する制約と自由を認識している。それらの制約・自由をうまく利用することができる。そして、自身の体育活動、作品制作、芸術活動を行い、パフォーマンスを改善し、進歩・上達する。適切な技術を探し、利用する。スポーツで成果を上げるために作戦を練る。集団での活動・計画においては、他者に注意を払いながら協力し、ルールに基づいて意見を戦わせることによって、集団の中で役割を果たす。

自身を取り巻く世界をよりよく知ると同じく、将来における民主的市民権の行使に備えるため、児童・生徒は問いかけ、答えを探し求める。その際、以下に関する知識を動員する――

- ・人類の歴史における主な時代とその年代順の流れ、大きな断絶と根本的な出来事、文明という概念
- ・人間の手が入った空間の主な組織方法
- ・言語^{ラング}学習と関連した、生活様式と文化の多様性
- ・思想・宗教的事実・信条の歴史に関する主な情報
- ・科学・技術上の大発見と、それが生活様式と世界観にもたらした変化
- ・さまざまな社会の、芸術表現・作品・美的感性、文化実践

- ・ 主な政体, 社会組織のあり方, 共和的・民主的理想と原則, その歴史と現状
- ・ 経済生産, その分配, それらが前提とする交換に対する主な考え方
- ・ 社会的経済, 消費者経済, 労働, 健康, 社会保障に関する規則と権利

訳註

- *) 本研究は「JSPS 科研費：課題番号 JP18K02600」の助成を受けたものである。
- 1) この法律については, 上原秀一による詳細な報告書が存在する——文部科学省生涯学習政策局調査企画課 [編], 『フランスの教育基本法：「2005 年学校基本計画法」と「教育法典」』, 国立印刷局, 2007 年, 《教育調査 / 文部省編, 第 136 集》, v, 137 頁。
 - 2) «Loi d'orientation sur l'éducation (n° 89-486 du 10 juillet 1989)», <<http://www.education.gouv.fr/cid101274/loi-d-orientation-sur-l-education-n-89-486-du-10-juillet-1989.html>>, accédé le 29 septembre 2018.
 - 3) «Loi d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école» (n° 2005-380 du 23 avril 2005) », <<http://www.education.gouv.fr/cid102167/orientation-et-programme-pour-l-avenir-de-l-ecole.html>>, accédé le 29 septembre 2018.
 - 4) 特に以下を参照——細尾萌子 『フランスの中等教育における学力評価論の展開：教養・エスプリ概念の揺らぎとコンピテンー概念の台頭』, [京都大学提出博士論文], 2014 年, 237 頁。
 - 5) Roger-François GAUTHIER et Margaux LE GOUVELLO, *L'Instauration d'un « socle commun de connaissances et de compétences » en fin de scolarité obligatoire en France en 2005-2006 : « Politisation » du champ curriculaire et renouvellement des savoirs mobilisés*, [Lyon] : Know & Pol, 2009, p. 20.
 - 6) *Code de l'éducation 2008*, Paris : Litec, 2008, p. 20.
 - 7) «Décret n° 2006-830 du 11 juillet 2006 relatif au socle commun de connaissances et de compétences et modifiant le code de l'éducation», <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000818367&categorieLien=id>>, accédé le 5 septembre 2018.
 - 8) «Article 32» dans «Loi d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école» (Loi n° 2005-380 du 23 avril 2005), *loc. cit.*.
 - 9) «Décret du 14 mai 2007 portant sur livret personnel de compétence», consultable sur le site de *Légifrance*, <https://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=9979445A1FC20DFE69DD6CEC4D6D0EA4.tplgfr22s_1?idArticle=LEGIARTI000006526703&cidTexte=LEGITEXT000006071191&categorieLien=id&dateTexte=20160831>, accédé le 25 septembre 2018.
 - 10) «Note de service du 13 juillet 2009 portant sur l'évaluation en collège et en

- lycée professionnel préparant au diplôme national du brevet», <<http://www.education.gouv.fr/cid49357/mene0900819n.html>>, accédé le 28 septembre 2018.
- 11) «Arrêté du 14 juin 2010 portant sur le livret personnel de compétences», <<http://www.education.gouv.fr/cid52377/mene1015788a.html>>, accédé le 28 septembre 2018.
 - 12) こうした状況の一端は以下のようなサイトからも確認できる——「Classement des collèges 2018», <<https://www.letudiant.fr/college/le-classement-des-colleges-2018.html>>, accédé le 28 septembre 2018.
 - 13) 例えば、ルノー・ファーブルは会計検査院報告書 (Cour des comptes, *L'Éducation nationale face à l'objectif de la réussite de tous les élèves*, mai 2010, 216 pp.) の見解をまとめる体裁をとりながら、「2005年4月23日付の学校の未来のための法律によって規定された「教養と技能からなる共通基盤」の実際の活用は未だにその効果を十分に発揮していない」と評価している (Renaud FABRE (sous la direction), *10 questions sur l'éducation*, Paris : Belin, 2011, p. 53)。また、アントワヌ・ブローは、フィヨン法、「知識と技能からなる共通基盤」制定、「技能通信簿」の策定、共通基盤認定に至るまでのプロセスを当時の政界の動向を重ねあわせて分析し、「知識・技能からなる共通基盤」政策を「失敗」(Antoine PROST, «Les raisons de l'échec» dans *Du changement dans l'école : les réformes de l'éducation de 1936 à nos jours*, Paris : Éd. du Seuil, coll. «Univers historique», 2013, pp. 297-298) と評価している。
 - 14) 少なくとも第5共和政以降、教育政策が大統領選挙において重要なテーマになったことはない。とはいえ、経済・社会の分野で有効な政策を提案できなかったフランソワ・オランド政権が、2017年の大統領選挙を見据えて、教育の分野で具体的な改革を実施し、何らかの成果を上げ、大統領選挙キャンペーンに活用しようという目算があったと推測することは許されよう。しかし、本稿ではこうした政界の動向は考察の対象外とする。結果として2016年にコレッジ改革が実施されるものの、オランド大統領は出2017年の大統領選挙には立候補すら叶わず、立候補できなかった初めての現職大統領になってしまったことは周知のとおりである。
 - 15) <<http://eduscol.education.fr>>, accédé le 2 octobre 2018.
 - 16) «Le socle commun de connaissances, de compétences et de culture et l'évaluation des acquis scolaires des élèves», <<http://eduscol.education.fr/cid86943/lesoclw-commun.html>>, accédé le 2 octobre 2018.
 - 17) PROST, *op. cit.*, pp. 295-296.
 - 18) 学習期については以下の拙稿を参照——「2016年のコレッジ改革：学級と科目の脱構築に向けて」、鹿児島国際大学『国際文化学部論集』第17巻3号、2016年12月、141-156頁。
 - 19) この点については、目下準備を進めている2017年版小学校・コレッジ用フランス語学習指導要領の翻訳・解説でより詳細な紹介・解説を行う予定である。

- 20) François DUBET et Marie DURU-BELLAT, *Dix propositions pour changer l'école*, Paris : Éd. du Seuil, 2015, p. 104.
- 21) Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche, *Le Socle commun de connaissances et de compétences*, Futuroscope : CNDP, 2006, p. 24.
- 22) *Ibid.*, p. 38
- 23) 訳文中の脚注はすべて翻訳者による訳注である。
- 24) Manuel VALLS, 1962 年生まれ。首相在任期間・2014 年 3 月 31 日～2016 年 12 月 6 日。
- 25) Najat VALLAUD-BELKACEM, 1977 年生まれ。国民教育・高等教育・学術研究大臣在任期間：2014 年 8 月 26 日～2017 年 5 月 10 日。
- 26) Goerge PAU-LANGEVIN, 1948 年生まれ。海外領土大臣在任期間：2014 年 4 月 2 日～2016 年 8 月 30 日。
- 27) ここでいうプラン (plans) とは文章の骨格を表す構成と、具体的な作業手順を示す計画の両方を指すものと考えられる。
- 28) 例えばウィキペディアや、フランスの大学区が運営している学習サイトの記述、そこにアップロードされているスライド・資料などを想定していると考えられる。